

亀山市規則第41号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。

第8条第1項中「次に掲げる」を「本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする」に改め、各号を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第12条の11中「第12条の10第1項から第3項まで及び第5項」を「第12条の10第1項及び第2項」に改める。

第21条第1項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。